

2024年5月24日

各位

会社名 株式会社ソラスト
代表者名 代表取締役社長 CEO 野田 亨
(コード番号 6197 東証プライム)
問合せ先 管理本部広報・IR部長 海野 あかね
(TEL. 03-6890-8904)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2024年5月24日開催の取締役会において、定款一部変更の件を2024年6月26日開催予定の第56回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 事業環境の変化に応じ最適な経営体制を機動的に構築すべく、取締役だけではなく執行役員からの社長選定を可能とすることに加え、役付取締役に関する定めについて見直しを行うべく、現行定款第21条第2項について変更を行うものです。また、本変更に関連し、株主総会の招集権者及び議長を定める現行定款第13条（招集権者および議長）並びに取締役会の招集権者及び議長を定める現行定款第22条（取締役会の招集権者および議長）について変更を行うものです。
- (2) 当社は、監督と業務執行の機能を分離することで業務執行に係る効率的かつ迅速な意思決定を可能とすることに加え、経営責任を明確化すべく執行役員制度を導入しています。上記(1)の変更に伴い、改めて執行役員の選任方法及び役割等を明確にするため、第28条（執行役員）を新設するものです。
- (3) 上記(2)の第28条の新設に併せて条数の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。下線部分は変更箇所を示しています。

現行定款	変更案
第1条～第12条（条文省略） （招集権者および議長） 第13条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。	第1条～第12条（現行通り） （招集権者および議長） 第13条 株主総会は、 <u>法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた取締役</u> がこれを招集し、議長となる。
② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	② <u>前項の取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

現行定款	変更案
<p>第 14 条～第 16 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 17 条～第 20 条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、<u>取締役会長 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 23 条～第 27 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第 28 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 14 条～第 16 条 (現行通り)</p> <p>第 4 章 <u>取締役、取締役会および執行役員</u></p> <p>第 17 条～第 20 条 (現行通り)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、<u>取締役社長 1 名および取締役会長 1 名を選定することができる。また、取締役社長を置かないときは、取締役会はその決議により、執行役員の中から社長執行役員 1 名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>その決議をもってあらかじめ定めた取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>②前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 23 条～第 27 条 (現行通り)</p> <p>(執行役員)</p> <p>第 28 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p>第 29 条～第 45 条 (現行通り)</p>

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 2024 年 6 月 26 日 (水曜日)
- (2) 定款変更の効力発生予定日 2024 年 6 月 26 日 (水曜日)

以 上